

福運整第800号の2  
平成30年12月28日

県内自動車運送事業者 各位

東北運輸局福島運輸支局長  
(公印省略)

タイヤチェーンを取り付けていない車両の通行を禁止する措置の  
導入の周知について

標記について、東北運輸局自動車技術安全部長から別添のとおり通達がありましたので了知願います。

今後、大雪時に、道路管理者が定めた区間において、規制標識を掲示することにより、タイヤチェーン未装着車の通行を禁止する措置を実施することがあります。

東自保第81号  
平成30年12月27日

福島運輸支局長 殿

自動車技術安全部長  
(公印省略)

タイヤチェーンを取り付けていない車両の通行を禁止する措置の  
導入の周知について

標記について、平成30年12月27日付け国自安第165号の2により自動車局安全政策課長から別添のとおり通達があったので、貴支局管内の関係事業者に対し周知徹底を図られたい。



別添

国自安第165号の2  
平成30年12月27日

東北運輸局 自動車技術安全部長 殿

国土交通省自動車局安全政策課長

タイヤチェーンを取り付けていない車両の通行を禁止する措置の  
導入の周知について

標記について、別添写しのとおり関係団体あて通知したところであるが、貴局  
におかれても管内関係事業者に対し、周知徹底を図られたい。





国自安第165号

平成30年12月27日

一般社団法人 公営交通事業協会会長殿

国土交通省自動車局安全政策課長



タイヤチェーンを取り付けていない車両の通行を禁止する措置の  
導入の周知について

この度、道路局環境・防災課長から、平成30年12月14日付けで、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年総理府令・建設省令第3号）」が改正され、タイヤチェーンを取り付けていない車両の通行を禁止する意味を表示する規制標識が新設され、今後、大雪時に、道路管理者が定めた区間において、上記標識を掲示することにより、タイヤチェーン未装着車の通行を禁止する措置（以下「チェーン規制」という）を実施することがあることについて、下記事項の周知依頼がありました（別添参照）。

貴会におかれましては、貴会傘下事業者に対し、同事項について周知徹底いただきますようお願いいたします。

記

【バス、タクシー、トラック等共通】

- ・直轄国道及び高速道路においては、大雪時にチェーン規制を実施することがあるので、道路情報に留意するとともに、チェーン規制時には現地の道路管理者の指示に従うこと。
- ・降積雪期に、チェーン規制を実施することがある区間を通行する予定のある場合、タイヤチェーンの携行に努めること。

【レンタカー】

- ・直轄国道及び高速道路においては、大雪時にチェーン規制を実施することがあるので、道路情報に留意するとともに、チェーン規制時には現地の道路管理者の指示に従うようレンタカー利用者に周知すること。
- ・降積雪期には、チェーン規制を実施することがある区間を通行する予定のあるレンタカー利用者に対して、タイヤチェーンの携行を推奨すること。



自安第165号  
平成30年12月27日

公益社団法人 日本バス協会会長殿

国土交通省自動車局安全政策課長



タイヤチェーンを取り付けていない車両の通行を禁止する措置の  
導入の周知について

この度、道路局環境・防災課長から、平成30年12月14日付けで、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年総理府令・建設省令第3号）」が改正され、タイヤチェーンを取り付けていない車両の通行を禁止する意味を表示する規制標識が新設され、今後、大雪時に、道路管理者が定めた区間において、上記標識を掲示することにより、タイヤチェーン未装着車の通行を禁止する措置（以下「チェーン規制」という）を実施することがあることについて、下記事項の周知依頼がありました（別添参照）。

貴会におかれましては、貴会傘下事業者に対し、同事項について周知徹底いただきますようお願いいたします。

記

【バス、タクシー、トラック等共通】

- ・直轄国道及び高速道路においては、大雪時にチェーン規制を実施することがあるので、道路情報に留意するとともに、チェーン規制時には現地の道路管理者の指示に従うこと。
- ・降積雪期に、チェーン規制を実施することがある区間を通行する予定のある場合、タイヤチェーンの携行に努めること。

【レンタカー】

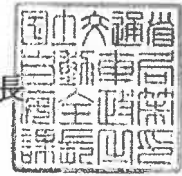
- ・直轄国道及び高速道路においては、大雪時にチェーン規制を実施することがあるので、道路情報に留意するとともに、チェーン規制時には現地の道路管理者の指示に従うようレンタカー利用者に周知すること。
- ・降積雪期には、チェーン規制を実施することがある区間を通行する予定のあるレンタカー利用者に対して、タイヤチェーンの携行を推奨すること。



国自安第165号  
平成30年12月27日

一般社団法人 全国ハイヤー・タクシー連合会会長殿

国土交通省自動車局安全政策課長



タイヤチェーンを取り付けていない車両の通行を禁止する措置の  
導入の周知について

この度、道路局環境・防災課長から、平成30年12月14日付けで、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年総理府令・建設省令第3号）」が改正され、タイヤチェーンを取り付けていない車両の通行を禁止する意味を表示する規制標識が新設され、今後、大雪時に、道路管理者が定めた区間において、上記標識を掲示することにより、タイヤチェーン未装着車の通行を禁止する措置（以下「チェーン規制」という）を実施することがあることについて、下記事項の周知依頼がありました（別添参照）。

貴会におかれましては、貴会傘下事業者に対し、同事項について周知徹底いただきますようお願いいたします。

記

【バス、タクシー、トラック等共通】

- ・直轄国道及び高速道路においては、大雪時にチェーン規制を実施することがあるので、道路情報に留意するとともに、チェーン規制時には現地の道路管理者の指示に従うこと。
- ・降積雪期に、チェーン規制を実施することがある区間を通行する予定のある場合、タイヤチェーンの携行に努めること。

【レンタカー】

- ・直轄国道及び高速道路においては、大雪時にチェーン規制を実施することがあるので、道路情報に留意するとともに、チェーン規制時には現地の道路管理者の指示に従うようレンタカー利用者に周知すること。
- ・降積雪期には、チェーン規制を実施することがある区間を通行する予定のあるレンタカー利用者に対して、タイヤチェーンの携行を推奨すること。



国自安第165号  
平成30年12月27日

一般社団法人 全国個人タクシー協会会長殿

国土交通省自動車局安全政策課長



タイヤチェーンを取り付けていない車両の通行を禁止する措置の  
導入の周知について

この度、道路局環境・防災課長から、平成30年12月14日付けで、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年総理府令・建設省令第3号）」が改正され、タイヤチェーンを取り付けていない車両の通行を禁止する意味を表示する規制標識が新設され、今後、大雪時に、道路管理者が定めた区間において、上記標識を掲示することにより、タイヤチェーン未装着車の通行を禁止する措置（以下「チェーン規制」という）を実施することがあることについて、下記事項の周知依頼がありました（別添参照）。

貴会におかれましては、貴会傘下事業者に対し、同事項について周知徹底いただきますようお願いいたします。

記

【バス、タクシー、トラック等共通】

- ・直轄国道及び高速道路においては、大雪時にチェーン規制を実施することがあるので、道路情報に留意するとともに、チェーン規制時には現地の道路管理者の指示に従うこと。
- ・降積雪期に、チェーン規制を実施することがある区間を通行する予定のある場合、タイヤチェーンの携行に努めること。

【レンタカー】

- ・直轄国道及び高速道路においては、大雪時にチェーン規制を実施することがあるので、道路情報に留意するとともに、チェーン規制時には現地の道路管理者の指示に従うようレンタカー利用者に周知すること。
- ・降積雪期には、チェーン規制を実施することがある区間を通行する予定のあるレンタカー利用者に対して、タイヤチェーンの携行を推奨すること。



国自安第165号  
平成30年12月27日

公益社団法人 全日本トラック協会会長殿

国土交通省自動車局安全政策課長



タイヤチェーンを取り付けていない車両の通行を禁止する措置の  
導入の周知について

この度、道路局環境・防災課長から、平成30年12月14日付けで、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年総理府令・建設省令第3号）」が改正され、タイヤチェーンを取り付けていない車両の通行を禁止する意味を表示する規制標識が新設され、今後、大雪時に、道路管理者が定めた区間において、上記標識を掲示することにより、タイヤチェーン未装着車の通行を禁止する措置（以下「チェーン規制」という）を実施することがあることについて、下記事項の周知依頼がありました（別添参照）。

貴会におかれましては、貴会傘下事業者に対し、同事項について周知徹底いただきますようお願いいたします。

記

【バス、タクシー、トラック等共通】

- ・直轄国道及び高速道路においては、大雪時にチェーン規制を実施することがあるので、道路情報に留意するとともに、チェーン規制時には現地の道路管理者の指示に従うこと。
- ・降積雪期に、チェーン規制を実施することがある区間を通行する予定のある場合、タイヤチェーンの携行に努めること。

【レンタカー】

- ・直轄国道及び高速道路においては、大雪時にチェーン規制を実施することがあるので、道路情報に留意するとともに、チェーン規制時には現地の道路管理者の指示に従うようレンタカー利用者に周知すること。
- ・降積雪期には、チェーン規制を実施することがある区間を通行する予定のあるレンタカー利用者に対して、タイヤチェーンの携行を推奨すること。





自安第165号

平成30年12月27日

一般社団法人 日本陸送協会会長殿

国土交通省自動車局安全政策課長



・ タイヤチェーンを取り付けていない車両の通行を禁止する措置の導入の周知について

この度、道路局環境・防災課長から、平成30年12月14日付けで、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年総理府令・建設省令第3号）」が改正され、タイヤチェーンを取り付けていない車両の通行を禁止する意味を表示する規制標識が新設され、今後、大雪時に、道路管理者が定めた区間において、上記標識を掲示することにより、タイヤチェーン未装着車の通行を禁止する措置（以下「チェーン規制」という）を実施することがあることについて、下記事項の周知依頼がありました（別添参照）。

貴会におかれましては、貴会傘下事業者に対し、同事項について周知徹底いただきますようお願いいたします。

記

【バス、タクシー、トラック等共通】

- ・ 直轄国道及び高速道路においては、大雪時にチェーン規制を実施することがあるので、道路情報に留意するとともに、チェーン規制時には現地の道路管理者の指示に従うこと。
- ・ 降積雪期に、チェーン規制を実施することがある区間を通行する予定のある場合、タイヤチェーンの携行に努めること。

【レンタカー】

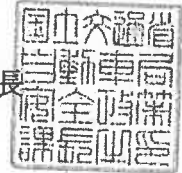
- ・ 直轄国道及び高速道路においては、大雪時にチェーン規制を実施することがあるので、道路情報に留意するとともに、チェーン規制時には現地の道路管理者の指示に従うようレンタカー利用者に周知すること。
- ・ 降積雪期には、チェーン規制を実施することがある区間を通行する予定のあるレンタカー利用者に対して、タイヤチェーンの携行を推奨すること。



国自安第165号  
平成30年12月27日

一般社団法人 全国霊柩自動車協会会長殿

国土交通省自動車局安全政策課長



タイヤチェーンを取り付けていない車両の通行を禁止する措置の  
導入の周知について

この度、道路局環境・防災課長から、平成30年12月14日付けで、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年総理府令・建設省令第3号）」が改正され、タイヤチェーンを取り付けていない車両の通行を禁止する意味を表示する規制標識が新設され、今後、大雪時に、道路管理者が定めた区間において、上記標識を掲示することにより、タイヤチェーン未装着車の通行を禁止する措置（以下「チェーン規制」という）を実施することがあることについて、下記事項の周知依頼がありました（別添参照）。

貴会におかれましては、貴会傘下事業者に対し、同事項について周知徹底いただきますようお願いいたします。

記

【バス、タクシー、トラック等共通】

- ・直轄国道及び高速道路においては、大雪時にチェーン規制を実施することがあるので、道路情報に留意するとともに、チェーン規制時には現地の道路管理者の指示に従うこと。
- ・降積雪期に、チェーン規制を実施することがある区間を通行する予定のある場合、タイヤチェーンの携行に努めること。

【レンタカー】

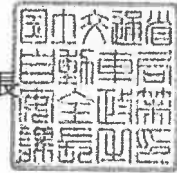
- ・直轄国道及び高速道路においては、大雪時にチェーン規制を実施することがあるので、道路情報に留意するとともに、チェーン規制時には現地の道路管理者の指示に従うようレンタカー利用者に周知すること。
- ・降積雪期には、チェーン規制を実施することがある区間を通行する予定のあるレンタカー利用者に対して、タイヤチェーンの携行を推奨すること。



国自安第165号  
平成30年12月27日

一般社団法人 全国レンタカー協会会長殿

国土交通省自動車局安全政策課長



タイヤチェーンを取り付けていない車両の通行を禁止する措置の  
導入の周知について

この度、道路局環境・防災課長から、平成30年12月14日付けで、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年総理府令・建設省令第3号）」が改正され、タイヤチェーンを取り付けていない車両の通行を禁止する意味を表示する規制標識が新設され、今後、大雪時に、道路管理者が定めた区間において、上記標識を掲示することにより、タイヤチェーン未装着車の通行を禁止する措置（以下「チェーン規制」という）を実施することがあることについて、下記事項の周知依頼がありました（別添参照）。

貴会におかれましては、貴会傘下事業者に対し、同事項について周知徹底いただきますようお願いいたします。

記

【バス、タクシー、トラック等共通】

- ・直轄国道及び高速道路においては、大雪時にチェーン規制を実施することがあるので、道路情報に留意するとともに、チェーン規制時には現地の道路管理者の指示に従うこと。
- ・降積雪期に、チェーン規制を実施することがある区間を通行する予定のある場合、タイヤチェーンの携行に努めること。

【レンタカー】

- ・直轄国道及び高速道路においては、大雪時にチェーン規制を実施することがあるので、道路情報に留意するとともに、チェーン規制時には現地の道路管理者の指示に従うようレンタカー利用者に周知すること。
- ・降積雪期には、チェーン規制を実施することがある区間を通行する予定のあるレンタカー利用者に対して、タイヤチェーンの携行を推奨すること。

別 添

事 務 連 絡  
平成 30 年 12 月 27 日

自動車局 安全政策課長 殿

道路局 環境安全・防災課長

タイヤチェーンを取り付けていない車両の通行を禁止する措置の  
導入の周知について（依頼）

平成 30 年 12 月 14 日付けで、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和 35 年総理府令・建設省令第 3 号）」が改正され、タイヤチェーンを取り付けていない車両の通行を禁止する意味を表示する規制標識が新設されました。

今後、大雪時に、道路管理者が定めた区間において、上記標識を掲示することにより、タイヤチェーン未装着車の通行を禁止する措置（以下「チェーン規制」という）を実施することがあります。

つきましては、下記の事項を、全日本トラック協会、タクシー協会、バス協会、レンタカー協会等を通じて、各事業者に周知頂くようお願いいたします。

記

【バス、タクシー、トラック等共通】

- ・直轄国道及び高速道路においては、大雪時にチェーン規制を実施することがあるので、道路情報に留意するとともに、チェーン規制時には現地の道路管理者の指示に従うこと。
- ・降積雪期には、タイヤチェーンの携行に努めること。

【レンタカー】

- ・直轄国道及び高速道路においては、大雪時にチェーン規制を実施することがあるので、道路情報に留意するとともに、チェーン規制時には現地の道路管理者の指示に従うようレンタカー利用者に周知すること。
- ・降積雪期には、レンタカーへのタイヤチェーンの携行に努めること。